明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○無線設備規則の一部を改正する省令（総務四）　一
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（同五）

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
型式適合認定、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　三
地方公共団体
違法放置物件保管、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○総務省令第四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月十九日

総務大臣　原口　一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二十七の十の次に次の一条を加える。

（有線テレビジョン放送施設等からの影響）

第三十七条の二十七の十の二　第三十七条の二十七の九に掲げる無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項に規定する届出に係る有線電気通信設備、同条第四項第二号に掲げる有線電気通信設備、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条第一項に規定する許可に係る有線テレビジョン放送施設又は電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第二条第四号に規定する有線役務利用放送設備（いずれも無線設備を構成する部分を除く。以下この条において「有線テレビジョン放送施設等」という。）とを接続する場合は、当該有線テレビジョン放送施設等からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月十九日

総務大臣　原口　一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十七号中、「第四章第二節の八」を「第三十七条の二十七の十及び第三十七条の二十七の十一」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五十七の二　設備規則第三十七条の二十七の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

○	備設線無の号七十五第項一第条二第

○	備設線無の号七十五第項一第条二第
○	備設線無の二の号七十五第項一第条二第